平成２４年（フ）第４８１号
神戸市北区泉台１丁目10番地の14　203号
債務者　山本てるみ（旧姓小橋）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３号
兵庫県川西市大和東１丁目18番地の７、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目21番地５
債務者　西垣　省三
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番４―201号
債務者　阪本　修司
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４１号
兵庫県川西市花屋敷１丁目15番16号203
債務者　加藤　雄也
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県豊岡市梶原309番地の８
債務者　渡邊　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
大阪府吹田市竹谷町７番１―212号、前住所愛媛県今治市南宝来町３丁目５番地14、前々住所愛媛県今治市別宮町２丁目３番地１
債務者　日浅　礼子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４２号
福岡県柳川市西浜武1461番地　シャルムセジュールⅠ―101号
債務者　古賀　潤二
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県淡路市南鵜崎27番地１　南鵜崎団地Ｂ―Ｂ23
債務者　斉賀千春こと　齊賀　千春
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
佐賀県唐津市鏡160番地６
債務者　中本　文子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６４号
広島県福山市郷分町1168番地３
債務者　茶木　治夫
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６５号
広島県福山市郷分町1168番地３
債務者　茶木　智子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７３号
青森県弘前市大字石川字村元97番地１　市営住宅３―４
債務者　工藤　之子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３８号
富山市八尾町福島97番地１　メゾンシルキーⅡ301号、前住所富山市東町３丁目１番31―101号　コーポ福島
債務者　宮垣　　武
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９号
富山市八尾町福島97番地１　メゾンシルキーⅡ301号、前住所富山市東町３丁目１番31―101号　コーポ福島
債務者　宮垣　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２３号
名古屋市緑区相川３丁目201番地　篠の風ハイツ203号
債務者　荒田　久義
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５号
愛知県愛西市日置町上川田50番地
債務者　藤原　文代
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉658番地15　レジオン・ド・ヌール住吉102
債務者　大島　直樹
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係